（長期信用銀行持株会社が行うことができるグループに属する会社の業務）

第二十五条の二の二十三　銀行法第五十二条の二十一の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一　［略］

二　当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社のために事業の譲渡若しくは譲受け、合併、会社の分割、株式交換、株式移転、株式交付又は株式等の譲渡若しくは取得に関する交渉を行う業務

［三～十七　略］

第二十五条の二の二十四～第二十五条の二の二十七　［略］

（届出事項）

第二十六条　［略］

２　［略］

３　銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～九　略］

十　第二十五条の二の二十七第一項において準用する第十三条の四に規定する子法人等又は第二十五条の五の二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。以下この号、次号及び第十二号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合（新たに有することとなつた特殊関係者が法第十六条の四第六項の規定による認可に伴い長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する長期信用銀行業高度化等会社であるときを除く。）

［十一～二十四　略］

［４～10　略］

（禁止行為）

第二十六条の二の二十八の二　準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～五　略］

六　外国銀行代理長期信用銀行にあつては、第二十五条の二の十四各号に掲げる行為

七　［略］

（長期信用銀行持株会社が行うことができるグループに属する会社の業務）

第二十五条の二の二十一　［同上］

一　［同上］

二　当該長期信用銀行持株会社グループに属する会社のために事業の譲渡若しくは譲受け、合併、会社の分割、株式交換、株式移転又は株式等の譲渡若しくは取得に関する交渉を行う業務

［三～十七　同上］

第二十五条の二の二十二～第二十五条の二の二十五　［同上］

（届出事項）

第二十六条　［同上］

２　［同上］

３　［同上］

［一～九　同上］

十　第二十五条の二の二十五第一項において準用する第十三条の四に規定する子法人等又は第二十五条の五の二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。以下この号、次号及び第十二号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合（新たに有することとなつた特殊関係者が法第十六条の四第六項の規定による認可に伴い長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する長期信用銀行業高度化等会社であるときを除く。）

［十一～二十四　同上］

［４～10　同上］

（禁止行為）

第二十六条の二の二十八の二　［同上］

［一～五　同上］

六　外国銀行代理長期信用銀行にあつては、第二十五条の二の十三各号に掲げる行為

七　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第九条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（役員等賠償責任保険契約から除外する保険契約） **第三十八条の三**　法第三十九条の五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　被保険者に保険者との間で保険契約を締結する金庫を含む保険契約であつて、当該金庫がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該金庫に生ずることのある損害を保険者が塡補することを主たる目的として締結されるもの	［条を加える。］